

全 員 協 議 会

令和元年6月19日(水)
本会議終了後
全 員 協 議 会 室

〔議員〕

川神議長、田畑副議長
三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、佐々木議員、道下議員、西田議員、澁谷議員、
西村議員、牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、
教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業経済部長、
都市建設部長、金城支所長、旭支所長、弥栄支所長、三隅支所長、教育部長、消防長、
上下水道部長、(広域行政組合事務局長)

〔事務局〕 局長、次長、議事係長

【全国市議会議長会・中国市議会議長会 表彰の伝達】

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 株式会社栄徳水産浜田及び株式会社暉祥の事業停止について 【産業経済部】
- (2) 旭温泉水有効活用事業の経過及び現状について 【旭支所】
- (3) 浜田市立金城中学校スキー事故の報告について 【教育委員会】
- (4) その他

2 陳情について

3 その他

- (1) 令和元年6月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送について (個人一般質問)
- (2) その他

株式会社栄徳水産浜田及び株式会社暉祥の事業停止について

【会社概要】

- ① 会社名 : 株式会社栄徳水産浜田 代表取締役 藤井裕一
住 所 : 浜田市原井町 3025 番地 浜田市水産物公設仲買売場 2F
事業内容 : 沖合底曳網漁業経営 「第 31・33 宇野丸」 所有
従業員数 : 船員 21 名 [内訳] 日本人 13 名 (内、浜田市居住 10 名)
インドネシア 8 名 (内、帰国 4 名、残留 4 名)
事務職員 2 名 (浜田市居住 2 名)
- ② 会社名 : 株式会社暉祥 代表取締役 藤井裕一
住 所 : 松江市鹿島町古浦 9 番地 1
事業内容 : 沖合底曳網漁業経営 「第 13・15 暉祥丸」 所有
従業員数 : 船員 21 名 [内訳] 日本人 12 名 (内、浜田市居住 3 名)
インドネシア 9 名 (内、帰国 4 名、残留 5 名)
事務職員 3 名 (浜田市居住者無し)

(1) これまでの経過

■ 5 月 31 日 (金)

- ・水産事業者より、「第 31・33 宇野丸」が事業停止するらしいとの情報を得たため、他の水産関係者へ聞き取りを行うが、確報は得られなかった。

■ 6 月 2 日 (日)

- ・浜田市公設水産物仲買売場 2F の事務所玄関扉に事業停止を告げる「謹告」が張り出されていることを確認。

■ 6 月 3 日 (月)

- ・浜田市関係課に破産手続き申し立てによる「受任通知並びに照会状」が代理人弁護士から到達。
- ・浜田市関係課による対策会議を開催。
参集範囲 : 地域福祉課、保険年金課、税務課、水産振興課、商工労働課、上下水道部
○庁内で従業員の処遇、国民健康保険への切替手続き、市の債権等の情報共有を図った。

■ 6 月 5 日 (水)

- ・関係機関連絡会議を開催。
参集範囲 : 浜田公共職業安定所、島根県水産事務所、JF しまね浜田支所
浜田市 : 水産振興課、商工労働課
○外部の関係機関と従業員や会社の状況について情報共有を図った。

(2) 今後の対応

- ・事業の継続、従業員の処遇等について、引き続き関係機関及び市内の事業者と協議及び情報収集に努める。

旭温泉水有効活用事業の経過及び現状について

1 これまでの経過

(1) 旭温泉水有効活用事業起業者プランコンテストの実施

平成24年度に旭温泉水新泉源(200t/日)を掘り当てたが、温泉水の大部分を川に放流していたことから、旭温泉水有効活用事業起業者プランコンテストを実施し、温泉水の有効活用を図ることとした。

- 平成26年度 参加者3者 受賞者無し
- 平成27年度 参加者3者

エンジェルハンド(代表[]氏) 優秀賞受賞

(2) 平成28年度旭温泉水有効活用起業支援事業補助金の交付

旭温泉水有効活用事業起業者プランコンテストの優秀賞受賞者(起業者)に対し、その事業実施に伴う初期投資に要する費用の一部について補助(補助金の交付)をした。

- 起業者(補助対象者) エンジェルハンド 代表 []氏
- 事業内容 すっぽん養殖、商品開発等
- 補助対象事業費 11,642,192円
- 補助金額 5,821,000円(事業費の1/2以内)

(3) 旭温泉水を活用した事業の経営に係る事業承継

- 平成29年10月17日

エンジェルハンド(代表[]氏)から合同会社すっぽん(代表社員[]氏)に事業承継

(4) 旭温泉水有効活用起業支援事業補助金に係る一切の権利の承継

- 平成29年12月22日

エンジェルハンド、合同会社すっぽん、浜田市の3者で補助金関係の一切の権利の承継に係る覚書を締結

(エンジェルハンドから合同会社すっぽんに権利を承継)

(5) 関係者逮捕の新聞報道(令和元年6月11日)

旭温泉水有効活用事業起業者プランコンテストを経て起業した[]
[]容疑者(養殖担当)と[]容疑者(経理担当)が、事業を承継した合同会社すっぽんの口座から現金を横領した疑い(業務上横領)で、令和元年6月10日に江津警察署に逮捕された。

2 承継事業の現状

合同会社すっぽんは、現在も養殖用のすっぽんの仕入れを継続しており、現に20数キロを養殖池において飼育中。今後も事業を継続する意向

浜田市立金城中学校スキー事故の報告について

1 事故の概要

- (1) 事故発生日時：平成 30 年 1 月 17 日（水）12 時 45 分
- (2) 事故現場：芸北高原大佐スキー場（広島県山県郡北広島町）
- (3) 被害生徒：浜田市立金城中学校 1 年 1 組 男子生徒（事故当時 13 歳）
- (4) 参加生徒：33 名（1 年 1 組）
- (5) 引率教員：5 名
- (6) 指導講師：8 名
- (7) 事故の状況：滑走中にリフト支柱基礎ブロック部分に激突
- (8) けがの状況：上顎骨折、右鎖骨骨折、頬貫通・裂傷、歯損傷 5 本等

2 平成 31 年 3 月議会以降の対応について

- (1) 平成 31 年 2 月 28 開催の総務文教委員会における第 73 号及び第 87 号の陳情審査において、教育委員会は、1 年以上保護者との接触ができていないことが問題であるとの指摘があった。

- ・市教育委員会から保護者への面談の申し入れ。
- ・保護者から面談時、県教育委員会職員及び通訳の同席の要望があり、日程調整。

- (2) 令和元年 6 月 6 日、被害生徒の保護者（両親）と面談

- ・出席者：保護者（両親）、通訳、県教委職員（2 名）、市教委職員（4 名）
- ・場所：浜田市教育委員会教育委員室
- ・内容：①事故に対する市教育委員会の見解と対応について
②医療費・損害賠償の対応について

※面談後、保護者から文書による回答を求められる。

- (3) 令和元年 6 月 16 日、市教育委員会から保護者に文書回答。（抜粋：資料 1～資料 4）

金城中学校としての事故検証と今後の対策

(1) 事故に至った要因

今回のスキー教室の実施にあたり、問題点や課題及び改善策を教職員で協議した。その結果、現時で判明している本事故に至った根本の要因は、事故発生当時に十分な安全が確保されていない状態であったことである。その原因を大きくまとめると、

- ①危険箇所等の確認ができていなかったこと
- ②学校と指導講師との事前の打ち合わせが十分でなかったことであると考えられる。

(2) 改善策

①危険箇所等の確認ができていなかったことについて以下のことをスキー教室実施前に行う。

- ・午前と午後の開始前にスキー場管理者から危険箇所等の確認をする。
- ・午前と午後の開始前に指導講師による滑走コースの試走を行い、事前の危険箇所の把握に努める。

②学校と指導講師との事前の打ち合わせが十分でなかったことについて、以下のことを学校と指導講師との事前打ち合わせで申し合わせる。

- ・危険箇所等、生徒に周知すべきことを伝えること。
- ・生徒任せの自由滑走は禁止とすること。
- ・滑り出しから停止まで見通せる場所で実施すること。
- ・各班最低2人の指導講師が付き、スタート地点と途中地点に位置して、可能な限り死角をなくすような指導配置をとり、転倒や危険な状況に即対応できる体制をとること。
- ・昼食、休憩時間を十分に取り、午後の開始時間を各班ともそろえること。
- ・滑走中は、安全にコントロール（止まる・曲がる）できるスピードで滑らせること。
- ・滑走中は、前方の滑走者との間に安全な距離を保ち、常に周囲の滑走者の動向を注視させること。
- ・滑走コースに合流箇所がある場合は、その手前で必ず一時停止させること。

(3) ガイドラインとマニュアルの作成

- ・これらのことを盛り込んだ、金城中学校スキー教室安全指導ガイドラインを作成し、毎年引き継いでいく。
- ・また、学校職員用の安全管理マニュアルを作成し、生徒への事前指導の内容、生徒への当日の指導内容、当日の講師との事前打ち合わせ内容について具体的にしていく。
- ・緊急連絡体制の見直しも行った。

浜田市教育委員会としての見解と対応

(1) 事故に至った要因について

学校や関係者の聴き取りなどから、教育委員会としての事故に至った要因は次のとおりと考える。

- ① スキー場管理者の安全対策が不十分であったこと。
- ② 学校と指導講師との事前の打ち合わせが不十分であったこと。
- ③ 午後の開始について本部と各班との確認が不十分だったこと。
- ④ 生徒が滑る前にゲレンデの安全確認をしなかったこと。
- ⑤ 生徒が滑る前にゲレンデの安全確認をすることを指導講師に依頼していなかったこと。
- ⑥ 事故発生当時、指導講師がゲレンデ上にいなかったこと。
- ⑦ 気象条件による雪質の変化や視界の悪化などを本部がスキー場に確認していなかったこと。
- ⑧ 市教委としても、スキー教室安全指導マニュアルを作成しておらず、スキー教室を実施するに当たり、注意喚起が不十分であったこと。

なお、事故に至った要因が多岐にわたっているため、事故責任の所在を明確にすることは、現時点では難しいと判断している。

(2) 今後のスキー教室への対応について

①このたびの事故を受けて、注意喚起メールの送信、校長会等での周知、実施校への個別連絡など、スキー教室の実施に当たって、繰り返し注意喚起を促した。

- ・ 件名：注意喚起) スキー教室の実施に当たって
- ・ 日時：平成 30 年 1 月 23 日 (火) 16 時 34 分

②教育委員会として、他のガイドラインを参考に、「浜田市スキー教室安全指導ガイドライン」(平成 31 年 1 月 8 日 浜田市教育委員会)を作成し、全学校に配布した。

- ・ 作成した「浜田市スキー教室安全指導ガイドライン」は別添資料 3 のとおり。

今後、スキー教室の実施に当たっては、二度とこのような事故が起こることのないよう、ガイドラインを参考に、実施校において綿密な事前準備を行うとともに、教育委員会は実施校に対して個別に事前の指導を行う。

浜田市スキー教室安全指導ガイドライン

(平成 31 年 1 月 8 日 浜田市教育委員会)

1 スキー教室の意義

学校教育でのスキー指導は、冬季における児童生徒に運動の機会の幅と運動量を増やすとともに、地の利を活かした体験学習の一つとして、当市において意義の高い活動である。

実施に当たり、最も重要視しなければならないことは、「安全性の確保」である。スキー教室の計画・実施に当たり、事故や怪我から児童生徒を守ることを何よりも優先し、適切な指導と安全対策のために、以下のことを踏まえることとする。

2 スキー指導者としての安全管理事項

スキーに内在する危険についての理解を深め、全国スキー安全対策協議会が制定する「スキー場での行動規則」および「スノースポーツ安全基準」

(<http://www.nikokyo.or.jp/safety-snow/>)の遵守に努める。

(1) スキー教室前に実施しておく事項

- ①スキー教室実施計画の作成と安全対策に関する事項を具体的に記載すること
- ②児童生徒の事前実態把握を（スキー経験・技術、身体的特徴など）すること
- ③児童生徒への事前指導を（予測される事故、用具の着脱、リフトの乗り降り、マナー）行うこと
- ④指導者の事前研修と情報を共有すること
- ⑤スキー用具の安全点検をすること（前圧値と解放値の確認：スキーレンタルとの連携）
- ⑥スキー場管理者との事前の打合せを行うこと（安全対策について）
- ⑦緊急時発生時の連絡体制を確認すること（パトロールとの事前の打合せ）
- ⑧学校と指導者との事前の打合せを行うこと
- ⑨安全性と効率が確保できる人数で班を編成すること（技能レベルでの班編成）
- ⑩指導中の位置（場所）の確認をすること（ゲレンデ中央付近に集合、停止させない）
- ⑪指導する場所の立木や建物の位置を確認すること（衝突防止）
- ⑫安全に停止することができる場所を確認すること（ゲレンデの形状の確認、特に初心者指導の場合）
- ⑬スキー教室実施を場内に周知することを依頼すること（場内放送・表示など）

(2) スキー教室当日の確認事項

- ① 当日参加する児童生徒の健康状態を把握すること（健康観察の実施）
- ② 変更点がないか確認すること
- ③ 十分な準備運動を実施すること
- ④ 当日、教職員と講師はゲレンデの状態確認を必ずを行うこと

3 スキー指導における留意事項

- ① ゲレンデには他のスキー客、スノーボード客等がいることを熟知させること
- ② 全ての班に学校の職員がつき、指導にあたること
- ③ 指導者はあくまでも指導に徹すること
- ④ 恐怖を感じさせる指導をしないこと
- ⑤ 安全で楽しいスキーを最優先し技術指導に偏らないこと
- ⑥ スキー技術を過信させないこと（場合によっては当日でも班編制の変更をする）
- ⑦ 児童生徒がリフト乗車を求めてもスキー技術が不十分な場合は乗車させないこと
- ⑧ 滑り出しから停止まで見通せる場所で行うこと
- ⑨ 複数の指導者がスタート地点と途中地点に付き、可能な限り死角をなくすような指導者配置をとり、転倒や危険な状況に即対応できる体制をとること
- ⑩ ゲレンデ内に設置されている標識を確認させ、場内放送に留意させること
- ⑪ 滑り出し・進路変更・流入・横断は、上方からの滑走者を優先し、自分の周囲 360 度（上方・下方・背後）の安全を確認してから行わせること
- ⑫ 滑走中は、安全にコントロール（止まる・曲がる）できるスピードで滑らせること
- ⑬ 滑走中は、前方の滑走者との間に安全な距離を保ち、常に周囲の滑走者の動向を注視させること
- ⑭ 滑走コースに合流箇所がある場合はその手前で必ず一時停止させること

4 スキー教室終了後の確認事項

スキー教室終了後、実施計画に沿った実施ができたか評価・振り返り・次年度に向けての改善等を行う。（PDCA）

5 その他

スキー教室は、スキーのみならず、自然に親しむことができる内容を取り入れてもよい。自然とのかかわりの深い雪遊びなどの指導は、地域や学校の実態に応じて積極的に行う。

医療費・損害賠償の対応について

(1) 医療費について

- ① 対 象 医療費 及び 入院時の食事代
- ② 給付額 保険診療の医療費総額の3割の額（自己負担額：高額療養費を除いた額）に、保険診療の医療費総額の1割を加算した額を給付
- ③ 給付期間 同一の負傷又は疾病に関しては、支給開始後10年間
- ④ 時 効 給付事由が生じた日（以後、診療を行った日）から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅する。
- ⑤ 加入保険 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

(2) 障害見舞金について

- ① 対 象 後遺障害が残った場合、その程度により第1級から第14級の見舞金を支給。
- ② 給付額 第1級 40,000,000円～第14級 880,000円（2019年4月現在）
- ③ 時 効 給付事由が生じた日（※）から2年間請求を行わないときは時効によって消滅する。
※給付事由が生じた日 その障がいの原因となった「負傷・疾病が治った日」又は「症状固定した日」
- ④ 加入保険 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

(3) 損害賠償請求保険金について

- ① 損害賠償請求保険金の対象となる損害
学校業務遂行上の過失による事故に起因して、児童生徒が身体を害した場合、市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金を支払う。
- ② 被害者に対する損害賠償金の対象
ア ケガの場合 治療関係費（通院費等：原則として実費とし、治療、療養に必要と認められる範囲で妥当な額が支払対象）、休業補償費、慰謝料
イ 後遺障害がある場合 障害の程度に応じた等級（14等級）によって支払。
- ③ 賠償金額 損害賠償額－日本スポーツ振興センター給付金＝ 実際に支払う損害賠償額
※全国市長会「学校災害賠償補償保険」はスポーツ振興センターの災害給付の上乗せ保険
- ④ 時 効 事由発生から3年。交渉が継続している場合、その交渉後3年間となる。
- ⑤ 賠償責任保険の支払限度額 身体賠償保障支払限度額 1名につき、1億円
- ⑥ 加入保険 全国市長会の学校災害賠償補償保険

(4) 今後について

- ① 医療費については、事由発生後10年は、スポーツ振興センターから支払が可能。
※ 今回の場合：2018年1月17日 ～ 2028年1月16日の間
- ② 11年目以降の医療費については、過失割合に応じて「学校災害賠償補償保険」から支払。
- ③ 医療費以外の治療関係費は、過失割合に応じて「学校災害賠償補償保険」から支払。
- ④ 事由発生後10年以内に症状固定した場合、または将来固定すると認められる症状が医学的に証明できる場合は、その時点で障害見舞金の支払が可能。
- ⑤ インプラントは、スポーツ振興センターの災害給付金の対象外であるが、「学校災害賠償補償保険」から過失割合に応じて支払われる。

今後も、浜田市教育委員会が窓口となり、定期的に保護者と連絡をとり、治療の様子等を確認しながら、日本スポーツ振興センター及び全国市長会が委託した保険会社との手続き及び交渉を、誠意を持って行うものとする。

6 月定例会議陳情付託案について

陳情 番号	件 名	付託先
101	ボランティア運送をする民間業者への聞き取りを求める陳情について	総務文教委員会
102	浜田市 SNS をどの課でも利用できるようになることの要望及び「リーサス」の有効利用を求める陳情について	〃
103	スキー事故に対して市に十分な対応を求める陳情について	〃
104	日本スポーツ振興センターの問題点に対応できるルール作りを求める陳情について	〃
105	病児保育の補助金返還について従業員に聞き取りを求める陳情について	福祉環境委員会
106	貿易コンテナ貨物量の発表内容の見直しを求める陳情について	産業建設委員会
107	経済環境に合わせた基幹産業の定義及び補助金の配分を求める陳情について	〃
108	事業の必要性について経済効果の有無を公表しながら進めることを求める陳情について	〃
109	美又温泉国民保養センターの新指定管理者の運営に浜田市の積極的なかわりを求める陳情について	〃

【継続審査分】

陳情 番号	件 名	付託先
79	議会運営委員会の動画配信を求める陳情について	議会運営委員会
92	病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について	福祉環境委員会
98	議会運営委員会の動画配信を求める陳情について	議会運営委員会

令和元年6月浜田市議会定例会議
ケーブルテレビ放送について(個人一般質問)

○石見ケーブルビジョン

議会の予定		放送予定日	放送予定時間	放送予定議員名
質問日	質問者数等			
6月20日(木)	6名	6月21日(金)	17:00～	西田 清久
				佐々木 豊治
				三浦 大紀
				飛野 弘二
				牛尾 昭
				永見 利久
6月21日(金)	6名	6月22日(土)	17:00～	西川 真午
				川上 幾雄
				笹田 卓
				岡本 正友
				道下 文男
				芦谷 英夫
6月24日(月)	5名	6月25日(火)	17:00～	野藤 薫
				沖田 真治
				小川 稔宏
				西村 健
				布施 賢司
6月25日(火)	4名	6月26日(水)	17:00～	澁谷 幹雄
				柳楽 真智子
				村武 まゆみ
				串崎 利行

○ひゃこるネットみすみ

議会の予定		放送予定日	放送予定時間	放送予定議員名
質問日	質問者数等			
6月20日(木)	6名	7月1日(月)	19:45～	西田 清久
		7月2日(火)		19:45～
		7月3日(水)	19:45～	
				飛野 弘二
				牛尾 昭
				永見 利久
6月21日(金)	6名	7月4日(木)	19:45～	西川 真午
		7月5日(金)		19:45～
			笹田 卓	
			岡本 正友	
			道下 文男	
		6月24日(月)	5名	7月6日(土)
7月7日(日)	19:45～			野藤 薫
				沖田 真治
				小川 稔宏
6月25日(火)	4名			7月8日(月)
		7月8日(月)	19:45～	布施 賢司
				澁谷 幹雄
		柳楽 真智子		